

令和8年度海外旅行博出展事業 仕様書（案）

1. 委託事業名

令和8年度海外旅行博出展事業

2. 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3. 事業目的

本事業は、小松定期便が就航している台湾、韓国、香港において、石川県の魅力を直接的に現地の消費者及び観光関係者等へPRする海外旅行博に出展することで、本県へのインバウンド誘客の促進を図るものである。

4. 業務内容

海外旅行博に出展し、ターゲット市場における消費者及び訪日旅行関係事業者に対し、石川県の認知度を向上させ、訪問を促すため以下の取組みを行う。なお、本業務にかかる一切の経費は、受託者にて負担し、業務の実施にあたっては、公益社団法人石川県観光連盟（以下「本連盟」という）と協議を行いながら進めること。

① 出展に係る申し込み等

- ・【別表】の旅行博への出展に係る申し込み等を行うこと。
※ただし申し込みの締め切りが契約締結日以前の場合は、本連盟が直接出展の申し込みを行うこととする。
- ・各旅行博の出展ブース数は、【別表】の通りとすること。

② 出展料の支払い

- ・旅行博等出展に係る出展料の支払いをすること。
- ・支払期限が契約締結日以前の場合は、本連盟が直接支払うこととする。
- ・各旅行博等の出展料は【別表】の通り見込むこと。なお、この中には出展料の支払いに係る送金手数料等も含むこと。

【別表】 出展予定海外旅行博

	出展予定旅行博	開催地	ブース数	出展料(千円)	開催時期(予定)
1	香港ホリデー&トラベルエキスポ 2026 秋	香港	2ブース	観光連盟が直接支払	9/25(金)~27(日)
2	高雄市旅行公会国際旅(KTF)	台湾(高雄)	1ブース	400	10/2(金)~5(月)
3	2026 台湾国際旅行博(ITF)	台湾(台北)	2ブース	1,050	11/6(金)~9(月)
4	Travel Show 2026	韓国(高陽)	2ブース	750	11/12(木)~15(日)
5	香港ホリデー&トラベルエキスポ 2027 冬	香港	1ブース	700	1月

※現時点での予定であるため、出展旅行博は変更になることがある。
出展旅行博については、本連盟と協議の上、最終的に決定すること。

③ 出展ブースの装飾及び備品等の手配

- ・出展ブースは、来場者へ石川県の観光魅力やアクセスの利便性を発信できるコンセプトとし、装飾については、各市場の特性等に応じて訴求力のあるデザインを理由も併せて提案の上、実施すること（ブースデザインについては、本連盟と協議の上、決定すること）。
- ・各旅行博のブースの形式は、過去の出展事例などを参考に把握し、装飾箇所など実態

に即した形でのブース装飾及び備品の配置計画の提案をするよう努めること。

- ・ブース装飾及び備品の配置計画については、1ブース出展での計画、2ブース出展での計画をそれぞれ提案すること。
- ・主催者が提供する基本パッケージに加え、バックパネル等による装飾や、モニター（2ブース出展の場合のみ）、椅子、テーブル、パンフレットスタンド等の必要な追加備品については、提案を行った上で手配を行い、それらの設置・撤収を行うこと。
- ・出展ブースのバックパネルについては、広域周遊地図（東京と大阪間）及び石川県の観光素材の写真等を使用し装飾すること。

④ ブース対応人員（通訳）の手配

- ・各旅行博の出展ブース対応人員については、1ブース出展の場合は2名、2ブース出展の場合は3名配置すること。（基本的には各旅行博につき本連盟の職員が2名以上出張し、ブース対応を行う予定。本連盟の職員の旅費等は委託料には含めない。）
- ・ブース対応人員は、各市場の現地語及び日本語に対応できるものを配置すること（現地在住者を基本とし、展示会通訳レベル以上とする。）。
- ・運営ディレクターを1名手配すること（運営ディレクターは全日程原則同一人物とすること。）。
- ・業務時間は各日10～12時間（休憩2時間を含む。）程度を見込むこと。

⑤ ブースの運営

- ・来場者をブースに誘導する工夫について提案すること。
- ・石川県の公式 SNS アカウントのフォロワー獲得施策を提案により示すこと。
- ・来場者数やブース訪問者数、SNS フォロワー数等、数値により効果測定を実施することとし、手法等を提案すること。
- ・来場者向けのアンケート調査について、手法、設問案を提案し実施すること。
- ・アンケートの内容については、今後の誘客事業の指針となるように、石川県の認知度や見込み観光客の嗜好・ペルソナ像、旅情報の収集手段等の設問を盛り込むこと。
- ・アンケートのサンプル数は200以上を目標とし、集計及び分析すること。

⑥ パンフレット等の輸送及びノベルティの製作

- ・ブースで使用するパンフレット、ノベルティ、ポスター等を現地へ輸送すること。
- ・輸送に先立ち、県及び県内市町等から輸送されたパンフレット等を受け取り、本連盟の指示する種類、量を、指定の期日・場所まで、梱包の上、輸送すること（ただし、県内市町への送付等の依頼は本連盟が行う。）。
- ・各旅行博につき1ブースあたり80kg程度の輸送量を見込むこと（各旅行博の主催者から輸送業者の紹介がある場合は、当該業者を利用することも可能とする。）。
- ・石川県の公式 SNS アカウントのフォロワー獲得のためにブースで配布するノベルティを提案し製作すること（各旅行博、250円/個、程度のものを1日当たり100個配布することを想定する。）。
- ・アンケート回答者に配布するノベルティを別途提案し製作すること（各旅行博、500円/個、程度のものを200個配布することを想定する。）。

⑦ 出展に係る連絡調整及び実績報告等

- ・上記出展等業務を行うため、主催者（現地旅行博事務局又は共同出展者募集事業者等）及び本連盟等の関係者と必要な連絡調整を行うこと。
- ・各旅行博への出展の実施結果について、6（1）に示す実績報告書のほか、各旅行博出展後1か月以内をめどに概要を本連盟へ報告すること。

5. 業務実施体制

事業の実施にあたっては本連盟との協議、主催者との連絡調整など迅速に行うことができ

る体制を整えること。

<業務実施責任者>

- ① 本業務委託を指揮する業務実施責任者を1名配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、旅行博の出展調整のほか、旅行博従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は主催者等との交渉、連絡調整を本連盟と協議しながら行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、本連盟との連絡を密に行い業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 石川県のブース運営等を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 経費、事業内容など本連盟から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑦ 業務期間中、業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を本連盟に通知すること。

6. 事業実施報告書の提出

受託者は、本業務完了後、次の事項を含む事業実施報告書を作成し、9. の履行期限までに電子データで提出すること。

(1) 事業実績報告書

- ・事業概要（写真等を用いること）
- ・事業実施による効果、成果
- ・旅行博で販売された石川県を含む旅行商品の販売実績（一部のみでも可）
- ・制作したノベルティやPR方法
- ・アンケートの集計内容・分析・提言
- ・その他委託者が指示したもの

(2) 提出先

公益社団法人 石川県観光連盟 インバウンド担当 info@hot-ishikawa.jp

7. 業務が継続困難となった場合の措置

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合には、委託者は契約の取り消しができる。この場合、委託者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

8. 委託料の支払い

委託料は、上記6の事業実施報告書が提出され検査に合格した後、支払う。ただし、受託者は、契約金額の3分の2以内の概算金の支払いを請求することができる。委託料の支払いは、銀行口座への振り込みにて行う。

9. 履行期限

令和9年3月19日（金）まで

10. 本事業の期待する効果

- ・石川県の観光魅力の発信及び認知度向上
- ・石川県の認知度の把握
- ・出展対象国の観光客の嗜好・ペルソナ像の把握
- ・石川県が運用する SNS のフォロワー獲得
- ・小松定期便の利用促進

11. その他

(1) 受託者は業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要な事項については、本連盟と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らす等、利用してはならない。

(3) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。

(4) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(5) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。

(6) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

(7) 海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。

(8) 本委託業務の実施にあたっては、委託者と連絡調整を密に行い進捗状況について、随時報告すること。

(9) 作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。

12. 担当部局

公益社団法人石川県観光連盟 インバウンド担当

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

TEL : 076-201-8112

MAIL : info@hot-ishikawa.jp